

水田活用の直接支払交付金における 5年水張りルールの変更について(令和7年7月時点)

令和9年度以降「5年水張りの要件」は求めないこととなった旨、4月にチラシを配付しお知らせさせていただきました。その後、皆様から様々なお問い合わせがありましたので、今後の5年水張りルールについて改めてお知らせさせていただきます。なお、記載の内容は令和7年7月現在の内容です。

Q1 今後は水張りを求めないとのことだが、代わりにどのような取組を行えばよいのか。

A1 「環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート※」を提出し、後述の「**連作障害を回避する取組**」を行うことで、水稲作付あるいは一か月の湛水管理を行ったものと同等としてみなされます。水張りを行うことが出来ない場合は、「連作障害を回避する取組」を行ってください。

※「環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート」については、令和7年度の経営所得安定対策等交付金の交付申請時に、**全申請者から既に提出いただいております**。新たに書類を提出いただく必要はございません。

Q2 「連作障害を回避する取組」とは。何をすればよいのか。

A2 「連作障害を回避する取組」とは、土壌改良資材・有機物の施用（堆肥、もみ殻等を含む）、土壌に係る薬剤の散布、後作緑肥の作付け、病虫害抵抗性品種の作付けといった取組をしていただくことです。

取組にあたっては、**使用資材の指定や使用量の規定はございませんが、作業日誌や購入した資材の伝票を保管**していただくようお願いします。購入伝票が発生しない自家もみ殻等を使用した場合は、作業日誌に必ず記載してください。

今後の対応を整理すると・・・

【令和7、8年度に求められる対応】

→水田活用の直接支払交付金を活用を希望される場合は、「水張り」または「連作障害を回避する取組」を実施してください。

※**水張りを実施した場合は、次の書類（R7.1.30配布）を再生協議会へ提出してください。**

- ① 令和7年度湛水管理実施届出書
- ② 令和7年度湛水管理実施報告書
・実施報告書【その1】

なお、令和9年度以降については、現時点では未定です。国から新しい情報が示されましたらお知らせします。

